

議案第 17 号

総社市道路占用料徴収条例の一部改正について

総社市道路占用料徴収条例（平成 17 年総社市条例第 203 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

道路法施行令の改正により、道路占用料の額の見直しが行われたことに伴い、市道の占用料の額を改定するため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

総社市道路占用料徴収条例（平成17年総社市条例第203号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前				
別表（第2条関係） 占用料金額表				別表（第2条関係） 占用料金額表				
占用物件		単 位	占用料	占用物件		単 位	占用料	
電柱，電線，変圧塔，公衆電話所，郵便差出箱，広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	480円	電柱	第1種電柱	1本につき1年	420円	
	第2種電柱		730円		第2種電柱		650円	
	第3種電柱		990円		第3種電柱		880円	
	第1種電話柱		430円	電話柱	第1種電話柱		380円	
	第2種電話柱		680円		第2種電話柱		610円	
	第3種電話柱		940円		第3種電話柱		830円	
	その他の柱類		43円	その他の柱類	38円			
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円		
	地下に設ける電線その他線類		3円	地下電線その他地下に設ける線類		2円		

改正後				改正前				
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円		路上に設ける変圧器	1個につき1年	370円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	260円		地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	230円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円		変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360円		郵便差出箱		1個につき1年	320円
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	870円		広告塔	表示面積1㎡につき1年	960円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	850円		その他のもの	占用面積1㎡につき1年	760円	
水管, 下水道管, ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	18円	地下埋設物	水管, 下水道管, ガス管, 地下電線その他これらに類する物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	16円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		26円		外径が0.07m以上0.1m未満のもの	23円		
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		38円		外径が0.1m以上0.15m未満のもの	34円		
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		51円		外径が0.15m以上0.2m未満のもの	45円		
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		77円		外径が0.2m以上0.3m未満のもの	68円		
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		100円		外径が0.3m以上0.4m未満のもの	91円		
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		180円		外径が0.4m以上0.7m未満のもの	160円		
	外径が0.7m以上1m未満のもの		260円		外径が0.7m以上1m未満のもの	230円		
	外径が1m以上のもの		510円		外径が1m以上のもの	450円		
	鉄道, 軌道, 歩廊その他これらに類する施設		占用面積1㎡につき1年		850円	鉄道, 軌道, 歩廊, 日よけ, 雨よけその他これらに類する施設		占用面積1㎡につき1年
通路, 浄化槽その他	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	430円	通路その他これら	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	480円	
	地下に設ける通路		260円		地下に設ける通路		290円	

改正後				改正前			
これらに類する施設	その他のもの		850円	に類する施設	その他のもの		760円
露店, 商品置場その他これらに類する施設	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの		占用面積1m ² につき1日 9円	露店, 商品置場その他これらに類する施設	一時的に設けるもの		占用面積1m ² につき1日 10円
	その他のもの		占用面積1m ² につき1月 87円		その他のもの		占用面積1m ² につき1月 96円
看板, 標識, 旗ざお, 幕及びアーチ	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1m ² につき1月 87円	看板, 標識, 旗ざお, 幕及びアーチ	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1m ² につき1月 96円
		その他のもの	表示面積1m ² につき1年 870円			その他のもの	表示面積1m ² につき1年 960円
	標識		1本につき1年 680円	標識		1本につき1年 610円	
	旗ざお	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日 9円	旗ざお	一時的に設けるもの	1本につき1日 10円	
		その他のもの	1本につき1月 87円		その他のもの	1本につき1月 96円	
	幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	その面積1m ² につき1日 9円	幕(工事用施設であるものを除く。)	一時的に設けるもの	その面積1m ² につき1日 10円	
		その他のもの	その面積1m ² につき1月 87円		その他のもの	その面積1m ² につき1月 96円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 870円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 960円	
		その他のもの	430円		その他のもの	480円	
	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1m ² につき1年 850円	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1m ² につき1年 760円	
工事用板囲, 足場, 詰所その他の工事用施設及び土石, 竹木, 瓦その他の工事用材料		占用面積1m ² につき1月 87円	工事用板囲, 足場, 詰所その他の工事用施設及び土石, 竹木, 瓦その他の工事用材料		占用面積1m ² につき1月 96円		
耐火建築物の工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物		85円	耐火建築物, 工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物		76円		
備考 略				備考 略			

改 正 後	改 正 前

附 則
この条例は、令和5年4月1日から施行する。